

令和6年度 仙台市予防接種実施計画

(令和6年4月1日 改正)

仙台市健康福祉局保健所予防企画課

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 (方法)
ロタウイルス 感染症					
(【1価:ロタリックス】 経口弱毒生ヒトロタ ウイルスワクチン)	出生6週0日後から 24週0日後までの 間にある者	【両ワクチン共通】 ●初回接種 生後2月に至った日から 出生14週6日後まで	27日以上の間隔を置く	2回	各 1.5ml (経口)
(【5価:ロタテック】 5価経口弱毒生ロタ ウイルスワクチン)	出生6週0日後から 32週0日後までの 間にある者		27日以上の間隔を置く	3回	各 2.0ml (経口)
①ジフテリア ②百日咳 ③破傷風 ④急性灰白髄炎 (ポリオ) ⑤Hib感染症	【第1期】 生後2月から生後90月 に至るまでの間に ある者	●第1期初回 生後2月に達した時から 生後12月(五種混合のみ7月)に 達するまで	20日以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：20日から56日までの間隔を置く】	3回 (※DT の場合 は2回)	●五種混合 各 0.5ml (皮下 または 筋肉内)
(①②③④⑤ …DPT-IPV-Hib) (①②③④…DPT-IPV) (①②③…DPT) (①③…DT) (④…IPV)		●第1期追加 第1期初回接種 (全3回) 終了後12月(五種混合のみ6月) から18月までの間隔を置く	1期初回接種 (3回) 終了後、6月以上の間隔を置く	1回	●五種混合 以外 各 0.5ml (皮下)
ジフテリア 破傷風 (DT)	【第2期】 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達する まで	-	1回	0.1ml (皮下)

対象疾病	ワクチン	出生時	3カ月	6カ月	9カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90ヶ月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	...	60歳	65歳	71歳以上
ロタウイルス感染症	【1価:ロタリックス】 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生後2月から出生14週6日後までの期間を1回目の標準的な接種期間とし、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目の接種を行う。（※出生24週0日後までに2回接種を行う） </div>																												
	【5価:ロタテック】 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生後2月から出生14週6日後までの期間を1回目の標準的な接種期間とし、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目を接種した後、2回目の接種から27日以上の間隔をあけて3回目の接種を行う。（※出生32週0日後までに3回接種を行う） </div>																												
①ジフテリア ②百日咳 ③破傷風 ④急性灰白髄炎(ポリオ) ⑤Hib感染症	【1期】 ①②③④⑤ ...DPT-IPV-Hib ①②③④...DPT-IPV ①②③.....DPT ①③.....DT ④.....IPV	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※五種混合のみ※ 1期初回（3回）の標準接種期間 1期初回 1期追加 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 20日以上（標準的には20日から56日まで）の間隔をおいて初回接種全3回（※1）を行い、終了後6月以上（※2）の間隔をおいて追加接種（1回）を行う。 ※1. D T 使用の場合は初回接種2回 ※2. 標準的には12月（五種混合は6月）から18月まで </div>																												
ジフテリア 破傷風	【2期】 DT	 2期																												

↑：接種 標準的な接種年齢 接種が定められている年齢

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 (方法)
(単体接種の場合) H i b 感染症 (乾燥ヘモフィルス b型ワクチン)	生後2月から生後60月に至る までの間にある者	●初回接種開始は… 生後2月から生後7月 に至るまで	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後12月に至るまでに3回） 【標準的接種間隔：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで】 ※ただし、生後12月までに3回の初回接種を完了できない場合でも、生後12月 以降に追加接種は可能。この場合の追加接種は、初回接種の終了後、27日 （医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回実施する ●追加接種：初回接種終了後7月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：初回接種終了後、7月から13月までの間隔を置く】	初回：3回 追加：1回	各 0.5ml (皮下)
			② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後12月に至るまでに2回） 【標準的接種間隔：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで】 ※ただし、生後12月までに2回の初回接種を完了できない場合でも、生後12月 以降に追加接種は可能。この場合の追加接種は、初回接種の終了後、27日 （医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回実施する ●追加接種：初回接種終了後7月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：初回接種終了後、7月から13月までの間隔を置く】	初回：2回 追加：1回	
			③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間	1回	
小児の肺炎球菌 感染症 (沈降15価肺炎球菌 結合型ワクチン) または (沈降13価肺炎球菌 結合型ワクチン)	生後2月から生後60月に至る までの間にある者	●初回接種開始は… 生後2月から生後7月 に至るまで ●追加接種開始は… 生後12月から15月 に至るまで	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後24月に至るまでに3回） 【標準的接種間隔：生後12月までに27日以上の間隔を置いて3回】 ※ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種はできない。 なお、この場合でも追加接種は可能 ●追加接種：生後12月に至った日以降、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回	初回：3回 追加：1回	●15価 各 0.5ml (皮下 または 筋肉内)
			② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後24月に至るまでに2回） 【標準的接種間隔：生後12月までに27日以上の間隔を置いて2回】 ※生後24月を超えた場合、2回目の接種はできないが、追加接種は可能 ●追加接種：生後12月に至った日以降、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回	初回：2回 追加：1回	
			③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間	2回	
			④ 初回接種開始時：生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間	1回	

対象疾病	ワクチン	出生時	2カ月	4カ月	7カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90ヶ月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	...	60歳	65歳	71歳以上
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間				<p>27日以上（標準的には27日から56日まで）の間隔において初回接種3回（※初回接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能） 初回接種後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔において追加接種1回 ※生後12月を越えた場合は2,3回目は接種せず、初回接種に係る最後の接種後27日以上の間隔において追加接種（1回）の実施は可能 ※この場合の追加接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能</p>																								
		② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間				<p>27日以上（標準的には27日から56日まで）の間隔において初回接種2回（※初回接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能） 初回接種後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔において追加接種1回 ※生後12月を越えた場合は2回目は接種せず、初回接種に係る最後の接種後27日以上の間隔において追加接種（1回）の実施は可能 ※この場合の追加接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能</p>																								
		③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間																												
小児の肺炎球菌感染症	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン または 沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間				<p>標準的には27日以上の間隔で生後12月までに初回接種3回 生後12月から15月を標準的な接種期間として、初回接種後60日間以上の間隔において生後12月以降に追加接種1回 ※生後24月を越えた場合は2,3回目は接種せず、追加接種（1回）は実施可能 ※2回目の接種が生後12月を超えた場合は3回目は接種せず。追加接種1回は実施可能</p>																								
		② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間				<p>標準的には27日以上の間隔で生後12月までに初回接種2回 生後12月以降に初回接種後60日間以上の間隔において追加接種1回 生後24月を越えた場合は2回目は接種せず。追加接種1回は実施可能</p>																								
		③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間				<p>60日以上の間隔で2回</p>																								
		④ 初回接種開始時：生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間																												

↑：接種 標準的な接種年齢 接種が定められている年齢

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 (方法)
B型肝炎 (組換え沈降 B型肝炎ワクチン)	1歳に至るまでの間 にある者 (HBs抗原陽性の者の 胎内又は産道において B型肝炎ウイルスに 感染したおそれのある 者であって、抗HBs 人免疫グロブリンの 投与に併せて組換え 沈降B型肝炎ワクチン の投与を受けたこと のある者は 対象外)	生後2月に至った時から生後9月に 至るまで	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、 第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回	3回	各0.25ml (皮下)
結核 (BCGワクチン)	1歳に至るまでの間 にある者	生後5月に達した時から生後8月に 達するまで	-	1回	所定の ス ^o 仆で 滴下 (経皮)
麻しん風しん (MRワクチン または Mワクチン または Rワクチン)	【第1期】 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		-	1回	各 0.5ml (皮下)
	【第2期】 小学校就学前の1年間にある者 (R6年度対象者：H30.4.2～H31.4.1生)		-	1回	
水痘 (乾燥弱毒生 水痘ワクチン)	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	生後12月から生後15月に達する まで	3月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：6月から12月まで】	2回	各0.5ml (皮下)

対象疾病	ワクチン	出生時	3カ月	6カ月	9カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90ヶ月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	...	60歳	65歳	71歳以上
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン		↑	↑																										
		<p>生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間とし、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。</p>																												
結核	BCGワクチン																													
		<p>標準：生後5月から8月</p>																												
麻疹風しん	MRワクチン またはMワクチン またはRワクチン																													
		<p>1期（なるべく早期）</p> <p>2期：小学校就学前年度4/1～3/31</p>																												
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン																													
		<p>生後12月から15月に達するまでの期間を1回目の標準的な接種期間とし、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目の接種を行う。</p>																												

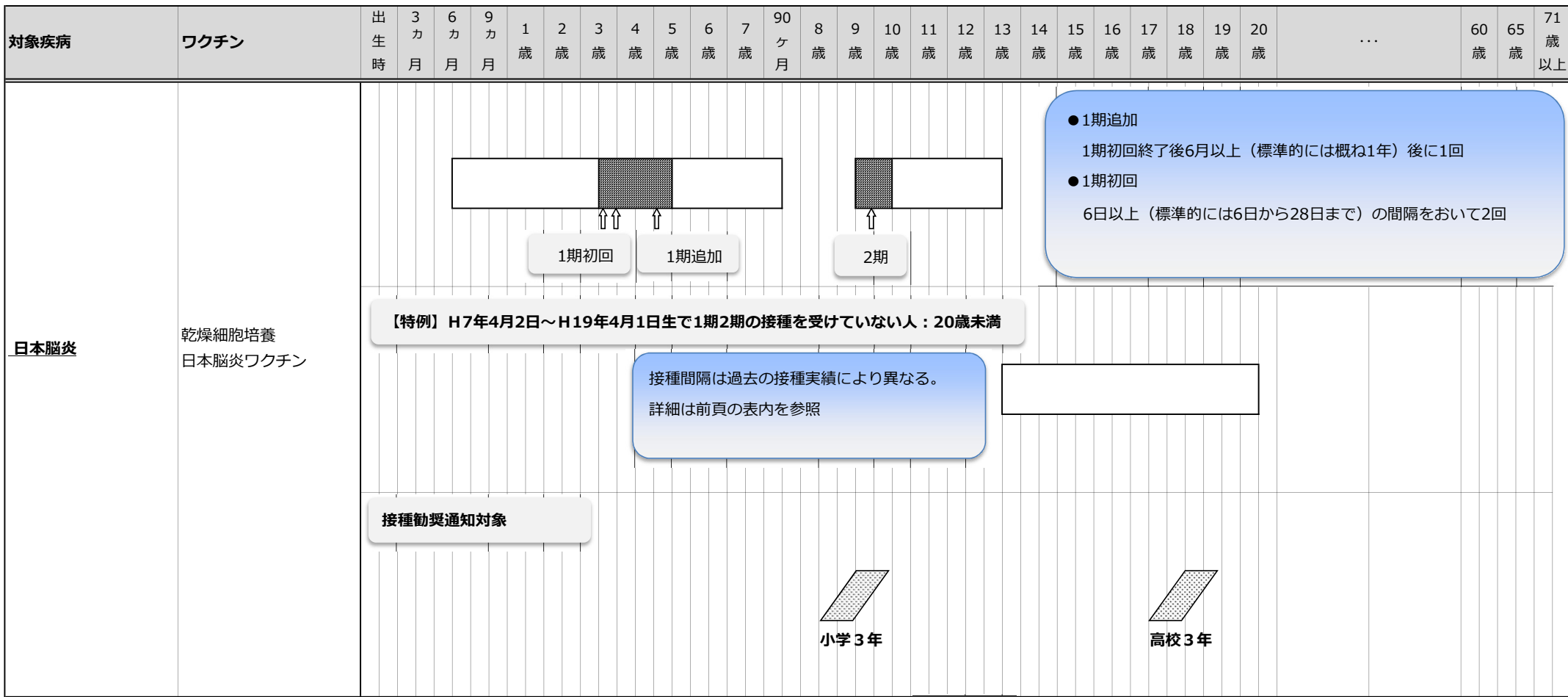
↑：接種 ■：標準的な接種年齢 □：接種が定められている年齢

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 (方法)
日本脳炎 (乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)	【第1期初回】 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまで	6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】	2回	3歳以上 各0.5ml (皮下)
	【第1期追加】 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達したときから5歳に達するまで	第1期初回終了後、6月以上の間隔を置く 【標準的間隔：1期初回終了後、概ね1年(11月～13月)の間隔を置く】	1回	3歳未満 各0.25ml (皮下)
	【第2期】 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまで	-	1回	0.5ml (皮下)
	【特例①】 <u>H7.4.2～H19.4.1生の者(※1)で「20歳未満」の者</u>	【特例①-1】 <u>H23.5.19(※3)までに1回も接種していない者</u> ⇒特例により第1期を3回接種	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6月以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】 	初回：2回 追加：1回	各0.5ml (皮下)
		【特例①-2】 <u>H23.5.19(※3)までに1回以上接種している者</u> ⇒特例により第1期を残りの回数接種	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6日以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】 	残りの回数	0.5ml (皮下)
		【①-1と①-2共通】	●第2期…第1期(全3回)終了後、6日以上の間隔を置く	1回	0.5ml (皮下)
	【特例②】 <u>H19.4.2～H21.10.1生の者(※2)で「9歳以上13歳未満」の者</u> (※令和5年度以降、上記生年月日の対象者は全て13歳以上となるため、特例該当は無し)	【特例②-1】 <u>H22.3.31までに1回も接種していない者</u> ⇒特例により第1期を3回接種	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6月以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】 	初回：2回 追加：1回	各0.5ml (皮下)
		【特例②-2】 <u>H22.3.31までに1回以上接種している者</u> ⇒特例により第1期を残りの回数接種	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6日以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】 	残りの回数	0.5ml (皮下)
		【②-1と②-2共通】	●第2期…第1期(全3回)終了後、6日以上の間隔を置く	1回	0.5ml (皮下)

※1. H17年度からH21年度の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逸した者

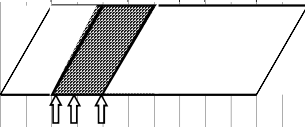
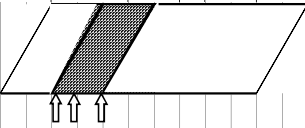
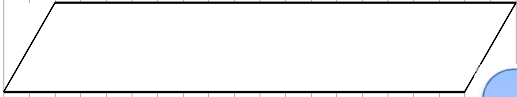
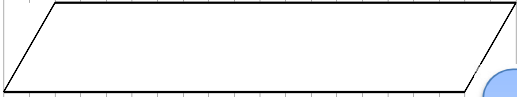
※2. 予防接種実施規則附則第2条の対象者

※3. 当該特例の開始日。この日より前、この日以後の接種実績の有無に応じて第1期初回2回目と第1期追加の接種間隔が異なる(R2厚労省確認)



↑：接種 ■：標準的な接種年齢 □：接種が定められている年齢

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	自己負担額	回数	接種量 (方法)
HPV感染症 (子宮頸がん予防) (【サーバリックス】 2価HPVワクチン)	■全ワクチン共通 小学6年から高校1年相当年齢女子 (R6対象者：H20.4.2～H25.4.1生) 【標準的な接種対象年齢：中学1年相当年齢女子】 ※R4.4～R7.3の間、キャッチアップ接種として 以下の生年月日の女子も対象者とする ・令和4年度対象者：H9.4.2～H18.4.1生 ・令和5年度対象者：H9.4.2～H19.4.1生 ・令和6年度対象者：H9.4.2～H20.4.1生	■サーバリックス (2価) 1～2回目：1月以上の間隔 2～3回目： 1回目接種から5月以上かつ2回目から2月半以上の間隔 【標準的接種間隔：1回目を0月として以降1月後(※1)に2回目、 かつ1回目を0月として以降6月後(※1)に3回目】	-	3回	各0.5ml (筋肉内)
(【 ガーダシル 】 4価HPVワクチン)		■ガーダシル (4価) 1～2回目：1月以上の間隔 2～3回目： 3月以上の間隔 【標準的接種間隔：1回目を0月として以降2月後(※1)に2回目、 かつ1回目を0月として以降6月後(※1)に3回目】			
(【 シルガード9 】 9価HPVワクチン)		■シルガード9 (9価) ●1回目の接種を15歳になってから受ける場合(3回接種で完了) ガーダシル(4価)と同一 ●1回目を15歳になるまでに接種する場合(2回接種で完了が可能) 1～2回目：5月以上の間隔 【標準的接種間隔：1回目を0月として以降6月後(※1)に2回目】 ※1.〇月後…〇月後の同日 (2価の例：1回目接種が3/4だと2回目接種は4/4)		3回 または 2回	
季節性 インフルエンザ (インフルエンザHAワクチン)	①接種時点で65歳以上の者 または ②接種時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に 自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を 有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が ほとんど不可能な程度の障害を有する者	毎年度(接種期間は通常10月から1月を予定)：1回	1,500円 (予定)	1回	0.5ml (皮下)
高齢者の肺炎球菌 感染症 (23価肺炎球菌莢膜 ポリサッカライド ワクチン)	以下、①～③のいずれかに該当する者 ①接種日時点で65歳の者(65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで) ②接種日時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の 障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ※ ①②いずれも全て過去に23価肺炎球菌予防接種を実施済みの者は対象外		5,000円	1回	0.5ml (皮下 または 筋肉内)
任意接種への費用助成					
おたふくかぜ (乾燥弱毒生おたふく かぜワクチン)	【費用助成対象年齢】 1歳以上3歳未満		-	1回	0.5ml (皮下)

対象疾病	ワクチン	出生時	...	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	...	60歳	65歳	71歳以上		
		HPV感染症 (子宮頸がん予防)	【サーバリックス】 2価HPVワクチン	<p>対象者：小学6年から高校1年相当年齢の女子（標準接種は中学1年相当年齢の女子）</p>  <p>1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目接種から5月以上かつ2回目接種から2月半以上の間隔をおいて3回目を行う 【標準的には、1回目を0月として以降1ヶ月後に2回目、かつ1回目を0月として6ヶ月後に3回目】</p>																									
(従来の定期接種)	【 ガーダシル 】 4価HPVワクチン	<p>対象者：小学6年から高校1年相当年齢の女子（標準接種は中学1年相当年齢の女子）</p>  <p>1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目接種から3月以上の間隔をおいて3回目を行う 【標準的には、1回目を0月として以降2ヶ月後に2回目、かつ1回目を0月として6ヶ月後に3回目】 ※シルガード9のみ、1回目を15歳になるまでに接種する場合は2回接種で完了が可能 この場合、5月以上の間隔をおいて2回行う【標準的には1回目を0月として以降6ヶ月後に2回目】</p>																											
	または 【 シルガード9 】 9価HPVワクチン	<p>対象者：平成9年4月2日から平成20年4月1生まれの女子</p>  <p>※接種回数・接種間隔は従来の定期接種対象者と同じ ※過去に途中まで接種実績がある者は残りの回数を接種</p>																											
(キャッチアップ接種 ※令和7年3月まで)	【サーバリックス】 2価HPVワクチン または 【 ガーダシル 】 4価HPVワクチン または 【 シルガード9 】 9価HPVワクチン	<p>対象者：平成9年4月2日から平成20年4月1生まれの女子</p>  <p>※接種回数・接種間隔は従来の定期接種対象者と同じ ※過去に途中まで接種実績がある者は残りの回数を接種</p>																											

↑：接種 ■：標準的な接種年齢 □：接種が定められている年齢

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	定期接種となる接種間隔等	回数	接種量 (方法)
風しん (※第5期)	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、平成26年4月1日以降に風しん抗体検査を受けた結果、風しんの抗体価が十分ではない記録を持っている者 (以下参照)	-	1回	0.5ml (皮下)

風しん第5期について、抗体検査の結果、風しんの抗体価が十分ではなく、定期の予防接種の対象となる者は、以下の通りとする。

#	測定キット名	(製造販売元)	検査方法	定期接種の対象となる抗体価 (単位等)
1	風しんウイルスH I 試薬「生研」	(デンカ生研株式会社)	HI法：赤血球凝集抑制法	8倍以下 (希釈倍率)
2	R-H I 「生研」	(デンカ生研株式会社)	HI法：赤血球凝集抑制法	8倍以下 (希釈倍率)
3	ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG	(デンカ生研株式会社)	EIA法：酵素免疫法	6.0未満 (EIA価)
4	エンザイグノストB風疹/IgG	(シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)	EIA法：酵素免疫法	1.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
5	バイダス アッセイキット RUB IgG	(シスメックス・ピオメリュー株式会社)	ELFA法：蛍光酵素免疫法	2.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
6	ランピア ラテックス RUBELLA	(極東製薬工業株式会社)	LTI法：ラテックス免疫比濁法	1.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
7	アクセス ルベラ IgG	(ベックマン・コールター株式会社)	CLEIA法：化学発光酵素免疫法	2.0未満 (国際単位 (IU) /ml)
8	i-アッセイ CL 風疹 IgG	(株式会社保健科学西日本)	CLEIA法：化学発光酵素免疫法	1.1未満 (抗体価)
9	BioPlex MMRV IgG	(バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	FIA法：蛍光免疫測定法	1.5未満 (抗体価AI*)
10	BioPlex ToRC IgG	(バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	FIA法：蛍光免疫測定法	1.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
11	Rubella-G アボット	(アボットジャパン株式会社)	CLIA 法：化学発光免疫測定法	1.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
12	ランピアラテックスRUBELLA II	(極東製薬工業株式会社)	LTI 法：ラテックス免疫比濁法	1.5未満 (国際単位 (IU) /ml)
13	バイオライン ルベラ IgG /IgM	(アボットジャパン株式会社)	ICA 法：イムノクロマト法	陰性

※1. 製造企業が独自に調整した抗体価単位 (測定キットについては今後追加の可能性有り)

※2. 今後、厚生労働省通知等により、測定キットの追加、抗体価の単位等が変更となった場合は、それに従うこととする。

※本頁の成人向け風しん予防接種 (風しんの追加的対策事業による) については、令和3年度までは厚労省取り纏めの集合契約による実施 (クーポン券必須) に加え、本市と仙台市医師会との独自契約により実施 (仙台市民はクーポン券不要) した。令和4年度以降は厚労省取り纏めの集合契約のみによる実施としている。

受診券の交付方法・市民への案内方法等 一覧表

受診券の種類	受診券（予診票・個人票）の交付方法			市民への案内・周知時期 等	
	母子手帳別冊（※）内の有無	各区・支所担当窓口での交付	登録医療機関への設置	母子手帳および別冊の交付時	その他
口タウイルス感染症	○	○	○	○	-
五種混合	○	○	○	○	令和6年4月以降郵送の 母子健康手帳別冊（乳幼児編）に編綴
四種混合	○	○	○	○	令和6年3月まで郵送の 母子健康手帳別冊（乳幼児編）に編綴
二種混合	-	○	-	-	小学校6年生に学校を通じて通知
H i b 感染症	○	○	○	○	令和6年3月まで郵送の 母子健康手帳別冊（乳幼児編）に編綴
小児の肺炎球菌感染症	○	○	○	○	-
B型肝炎	○	○	○	○	-
結核（区役所等で集団接種）	○	○	-	○	市政だより（各区版）
麻しん風しん（1期）	○	○	○	○	-
麻しん風しん（2期）	○	○	○	○	就学時健康診断時と 入学説明会時に学校から通知
水痘	○	○	○	○	-
日本脳炎（1期初回・追加）	○	○	○	○	-
日本脳炎（2期）	-	○	○	-	小学校3年生に学校を通じて通知
日本脳炎（特例）	-	○	○	-	高校3年生相当年齢に個別に通知
HPV感染症	-	○	○	-	令和6年度はキャッチアップ接種全年代に接 種勧奨の個別通知を実施予定
季節性インフルエンザ	-	-	○	-	市政だより（毎年10月号予定） 医療機関ポスター
高齢者の肺炎球菌感染症	-	-	○	-	市政だより・医療機関ポスター 当年度中に65歳となる方へ個別に通知予定
おたふくかぜ	-	○	○	-	1歳6か月児健康診査案内と同時に通知

※母子健康手帳別冊（乳幼児編）：出生者に本市から送付。各予防接種，乳幼児健診等の受診券がつづられている